

社会福祉法人幸鐘会
評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人幸鐘会（以下「法人」という。）定款第6条第3項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、法人の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の選任)

第3条 評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の選任は、理事会の決議をもって行う。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

3 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(外部委員の資格等)

第5条 次に掲げる者は、定款第6条第2項で定める委員会の外部委員となることができない。

- (1) この法人の設立者、評議員、役員（理事及び監事）及び職員
- (2) この法人の理事長及び常勤の理事であった者（職員を兼ねた理事を含む。）並びに職員であった者（退職後1年未満の職員に限る。）
- (3) (1)及び(2)に掲げる者と特殊な関係がある以下の者
 - イ その配偶者又は三親等以内の親族
 - ロ (1)に掲げる者のうち評議員及び役員と省令（昭和26年厚生省令第28号）に規定する特殊関係人
 - ハ (1)に掲げる者のうち設立者及び職員並びに(2)に掲げる者とロに規定する特殊関係人に準ずる者
- (4) 暴力団員等の反社会的勢力の者

(委員の解任)

第6条 委員がいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

ただし、理事会は決議前に当該委員以外の委員の意見を徴するものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認めるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第7条 委員の報酬はこれを支給しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

(招集)

第8条 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(委員長)

第9条 委員長は、委員会において委員の中から選出する。

- 2 委員長は委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第10条 評議員の選任は、以下の各号の手続きを得るものとする。

- (1) 理事会は、理事会で決議された次期評議員候補者を委員会に推薦する。
- (2) 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、当該候補者を評議員として適任とした理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、理事会より推薦された当該候補者について審議し、選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第11条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを得るものとする。

- (1) 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に理事会で決議された評議員の解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(議事録)

第 13 条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会の出席者数及び出席者氏名

2 議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員が記名押印する。

(理事会への報告)

第 14 条 委員長は、審査の結果を理事会に報告しなければならない。

(補則)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 16 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この細則は、令和 2 年 6 月 3 日より施行する。